

平成二十二年二月二十三日受領  
答弁第一一三三号

内閣衆質一七四第一一三号

平成二十二年二月二十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員高市早苗君提出内閣総理大臣公邸の風呂場改修工事等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員高市早苗君提出内閣総理大臣公邸の風呂場改修工事等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの工事の内容は、鳩山内閣総理大臣の総理大臣公邸への入居に伴い要した内装補修及び和室の床改修と経年劣化に伴う内装補修である。その支出額は、それぞれ、約二百十八万円、約百九十五万円であるが、いずれの経費も（項）内閣官房共通費（目）各所修繕から支出している。

二について

お尋ねの備品は、洗濯乾燥機二台である。その支出額は、設置に伴う搬入及び既存の故障した洗濯乾燥機二台の撤去に係る経費を含め、約六十一万円であり、（項）内閣官房共通費（目）総理大臣官邸業務庁費から支出している。

三について

内閣官房において改めて確認したところ、浴槽の清掃が行われた事実はあるが、お尋ねの「総理大臣公邸の風呂場改修工事」の事実はない。